

U-18 長野県女子育成サッカーリーグ 2025 後期 要項

1. 趣 旨

長野県的女子ユース年代の育成の一環として、リーグ戦で試合を経験することにより、技術や戦術の向上とフェアプレーの精神を培う。また、女子ユース年代の審判養成を積極的に行う。

2. 主 催 (一社)長野県サッカー協会

3. 主 管 (一社)長野県サッカー協会女子委員会

4. 期 間 2025 年 9 月～12 月

5. 会 場 長野日大高校富竹 G、松本市サッカー場

6. 参加数 7 チーム

7. 参加資格

- (1) (公財) 日本サッカー協会ならびに、(一社) 長野県サッカー協会に登録したチームの登録された下記の選手であること。
- (2) 2025 年 4 月 2 日時点で小学校 6 年生以上高校 3 年生までの女子選手とする。ただし、ピッチ内に 3 名までのオーバーエイジ（社会人）を認める。オーバーエイジ選手の登録数、ベンチ数に人数制限はない。
- (3) 合同チームを認める。
- (4) 外国人選手の登録は 5 名までとし、試合開始前のメンバー表提出時に 3 名まで登録できる。
- (5) 選手 7 名以上から単独チームとして出場ができる。
- (6) クラブ申請されたチームの選手であれば、当該チームの選手として出場できる。また、他チームで登録されている選手でも日常的に活動し、指導者間で連絡が取れていれば出場できる。
- (7) 小学校 6 年生については少年チームで登録している場合でも、日々の活動や定期的な交流がある場合、登録可能とする。
- (8) その他の事例に関しては、育成リーグとしての趣旨を理解し、極端な勝利目的の編成でなければ原則認める。

8. 競技方法

- (1) 参加申込のあったチームで 1 回戦総当たり戦制とする。
- (2) 試合は 70 分間（インターバル 10 分）とし延長戦はなし、試合終了後、同点の場合は PK 戦を行う。リーグ戦順位決定は勝ち点制(勝ち：3 点、引き分け PK 勝ち：2 点、引き分け PK 負け：1 点、負け：0 点)とする。勝ち点と同じ場合は得失点差、総得点、勝利数、当該戦績、抽選の順とする。

9. 競技規則

- (1) (公財)日本サッカー協会制定の競技規則による。
- (2) 試合ごとの登録選手数は 20 名以下とする。
- (3) メンバー表により、最大 9 名までの交代要員を通告しておき、主審の許可を得て交代することができる。交代用紙は必要ない。また、交代して退いた競技者が再び、交代要員となって出場することができる。

10. 懲 罰

- (1) 本リーグ戦で退場を命じられた選手は次のリーグ戦 1 試合に出場できず、それ以後の処置については(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に基づき長野県 高校女子サッカーリーグの規律フェアプレー委員会で審議の後、(一社)長野県サッカー協会規律フェアプレー委員会で決定する。
- (2) 本リーグ戦中、通算 2 回の警告を受けた選手は、次の 1 試合に出場できない。
- (3) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、他の大会へは持ち越さない。

11. 参加申込

- ・申込用紙を 9 月 5 日（金）までに事務局（長野日大高校 下神）へメールにて提出すること。

12. 参加料 10,000 円（会場使用料 他）

※第 1 節か第 2 節時に専門委員に支払うこと。その節に試合が無いチームは専門委員と連絡を取る。

13. ユニフォーム

- (1) (公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規定」を遵守したものを着用する。
- (2) 背番号は試合ごと変更可能で番号の制限もない。

14. その他大会規定

- (1) キックオフ 5 分前に用具点検、入場、セレモニー（握手はなし）、キックオフの順で行う。
- (2) 代表者会議は試合開始 45 分前までに行う。その際にメンバー表 2 部・選手証コピー（データ可）を審判団に提出し、正副 2 種のユニフォーム（写真等でも可能）を持参し判断を仰ぐ。審判団は資格確認も行う。
- (3) ベンチは対戦表の左側のチームが本部からピッチに向かい左側とする。また、ベンチ入りの人数は 25 名(スタッフ 5 名、選手 20 名)とする。
- (4) 審判・競技委員について
 - ・帯同審判制を原則とするので、チームは有資格者を確保すること。
 - ・帯同の有資格のユース審判員は主審、副審を積極的に行うこと。
 - ・審判員証を携帯しワッペンも付ける。
 - ・4 名の審判と 1 名の競技委員（会場責任者）で試合を担当、運営する。競技委員は審判団のサポートと、試合全般の統括をして、不測の事態の際は取りまとめをする。
 - ・3 級審判を目指す等の理由で主審をユース審判が担当する場合、ピッチ内で主審と共に審判有資格者が主審のサポートを行うことができる。
- (5) 参加選手は、各チームで傷害保険等に加入すること。期間中の怪我等については応急処置の対応をするが、その後は各チームで責任をもつこと。また、物損等損害賠償に対応できる保険へ加入しておくこと。
- (6) 試合中の控え選手のアップはベンチ脇またはベンチ裏でボールなしで行う。
- (7) グラウンド使用については各会場の規定や会場責任者の指示に従うこと。
- (8) 試合の中止・中断等について

- ・不測の事態により試合の中断や中止をせざるを得ない場合は延期をし、後日再試合とする。
- ・日時や会場は事務局で調整する。
- ・試合の中断や中止の判断は会場責任者が行い、審判団や各チーム役員に伝える。その日のうちに再開できるのであれば、その試合の残り時間だけを行う。
- ・再開できない場合のうち、残り時間が後半の2／3を過ぎている場合は試合成立として扱う。（主審の時計で、試合時間が59分以降の場合は試合が成立と判断する）

(9) 不戦敗について

- ・どちらか一方のチーム事情で試合ができない、または続行できない場合は、そのチームを不戦敗とし0-5でスコア処理する。ただしその時点で0-5以上のスコアの場合はそちらを優先する。

(10) チームの遅延について

- ・一方のチームの帰責事由のため試合開始時間に遅延した場合は、棄権とみなし0-5とする。
- ・事故による通行止めや渋滞、天災による道路寸断などは上記に該当しないものとし、後日試合を行う。その際の日程・会場・審判は事務局で決定し各チームに連絡する。

(11) 大会規定違反について

- ・規定違反があった場合はそのチームの該当する試合の結果を負け試合0-5とする。
- ・そのチームや選手に対する処置は(一社)長野県サッカー協会規律フェアプレー委員会で決定する。

(12) リーグ全体を通して

- ・女子ユース選手の育成という趣旨を十分に理解し、より良い大会とするために運営する。さらに良い案があれば積極的に採用していく。

15. 係役割について

【事務局：下神（SC セレジェイラ長野レディース）】

- (1) リーグの選手登録をチームから集め、試合結果の配信およびデータ管理をする。
- (2) 新規登録選手の情報を随時配信する。
- (3) 日程や会場、審判・競技委員の割り振りを行う。
- (4) 記録用紙一式(公式記録・審判報告書)を随時回収し保管する。
- (5) 審判報告書から、出場停止の選手を該当チームおよび各リーグ内の他チームへも周知する。

【会計：下神（SC セレジェイラ長野レディース）】

- (1) 会場実績をまとめる。（学校会場へはリーグ終了後に会場費として1日10,000円を支払う）
- (2) 領収書の名義は必ず、「(一社)長野県サッカー協会」とする。

【規律：北沢（アザリー飯田）】

- (1) 懲戒罰が起きた場合の対応を行う。

16. 会場当番について

- (1) 本部ベンチを用意する。天候によってはテントの用意をする。
- (2) 担架を用意する。（レフリーフラッグ・交替板があれば用意）
- (3) 試合の公式記録は各会場の責任者が管理し、結果を事務局に報告する。

17. チーム

- (1) 会場準備、片付けは当日試合のある2チームが協力して行う。
- (2) 追加登録選手については、出場予定のリーグ戦前日までに、所定の【U-18長野県育成リーグ申込用紙兼メンバー表】にて、事務局へ報告をする。チーム代表者は上記の申込用紙兼メンバー表を作成し、試合当日に会場責任者に提出する。会場責任者は、試合前に相手チーム代表者に伝える。
- (3) 選手証についてはデータでも可とするが、登録選手一覧表での提出が好ましい。